

奈良県職員に対する退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月二十三日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第二十八号

奈良県職員に対する退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県職員に対する退職手当に関する条例施行規則（昭和二十八年十一月奈良県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第二号中「第五十六条の三第一項第一号イに該当する者に係る就業促進手当又は同号ロ」を「第五十六条の三第一項第一号」に改める。

別記様式中「ハ」を「ヌ」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、別記様式の改正規定は、公布の日から施行する。